

○度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱

令和7年5月30日

度会町告示第51号

(目的)

第1条 この要綱は、公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度心身障害者等が医療機関への通院のため、タクシーを使用する場合、その料金を一部助成することにより経済的負担の軽減及び健康保持と福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、度会町に住所を有し、住民税非課税世帯に属する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する下肢障害、体幹機能障害若しくは移動機能障害で1級、2級若しくは3級、視覚障害で1級若しくは2級又は内部障害1級に該当する者
- (2) 三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年4月1日施行）により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する者

- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設に入所している者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設に入所している者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設に入所している者
- (4) 三重県県税条例（昭和25年三重県条例第37号）第137条の13又は度会町税条例（昭和30年度会町条例第27号）第90条の規定による自動車税又は軽自動車の減免を受けている者で、当該減免に係る自動車又は軽自動車を有している者

(助成券の申請及び決定)

第3条 対象者は、度会町高齢者及び重度心身障害タクシー料金助成交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知し、度会町高齢者及び重度心身障害

者タクシー料金助成券（様式第3号。以下「助成券」という。）を交付する。

3 前項の規定により交付された助成券は、再交付しない。

（助成額）

第4条 この事業における助成額は、助成券1枚につき2,000円を上限とする。ただし、1回の乗車料金が2,000円に満たない場合は、当該乗車の料金の額とする。

2 助成券の交付枚数は、年間12枚とする。ただし、1年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいう。）途中の交付申請によるものについては、申請日の属する月から当該年度末までの月数を限度として交付する。

3 1回の使用枚数については、上限を定めない。

（返還）

第5条 助成券の交付を受けた対象者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用者又はその親族は、速やかに、町長にその旨を届け出るとともに、助成券を返還しなければならない。

(1) 死亡したとき

(2) 度会町の住民でなくなったとき

(3) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき

(4) 第2条第2項の規定に該当することとなったとき

（有効期限）

第6条 利用者は、当該年度末まで助成券を使用することができる。

（利用できるタクシー事業者）

第7条 利用できるタクシー事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、町の区域を道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条の営業区域としてい一般旅客自動車運送事業者であって、この事業の趣旨に賛同するもの（以下「協力機関」という）とする。

（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証の携行）

第8条 利用者が通院のために協力機関のタクシーに乗車する場合は、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証を携行し乗務員の求めに応じてこれを提示しなければならない。

（利用方法）

第9条 利用者は、通院のために協力機関のタクシーに乗車する場合は、1乗車ごとに必要な料金から助成券の合計額を控除した額を、当該使用する助成券を添えて直接協力機関の乗務員に支払うものとする。

（協力機関からの請求）

第10条 協力機関は、利用者から受け取った助成券を毎月とりまとめ、度会町高齢者及び重度

心身障害者タクシー料金助成事業請求書（様式第4号）に添えて、翌月の10日までに町長に対して請求するものとする。

（協力機関への支払）

第11条 町長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認し、速やかに当該助成額を協力機関に支払うものとする。

（不正利用の禁止）

第12条 利用者は、助成券を有効期限後に使用し、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成額の返還）

第13条 町長は、偽りその他不正の行為によりこの要綱による助成を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成券交付申請書

申請日 年 月 日

（宛先）度会町長

次のとおり、度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成券の交付を申請します。なお、私は、度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成券の資格要件のために必要があるときは、私の町民税の課税状況、収納状況、障害者手帳、介護認定状況等を調査することに同意します。

利 用 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	度会町		
	電話番号		— —	
(窓口に 来た方) 申 請 者	※対象者本人が申請する場合は、記入不要です。代理人が申請する場合は、以下記入してください。			
	フリガナ		続 柄 (利用者から見て)	
	氏 名			
	住 所			
	電話番号		— —	
確認事項		☐ 私は、施設に入所していません ☐ 私の世帯は、町民税の非課税世帯です		
自動車税又は軽自動車の減免		☐ 受けてない ☐ 受けているが、当該自動車又は軽自動車を所有していない ☐ 受けており、当該自動車又は軽自動車を所有している		
要介護認定		受けていない・要支援（ ）・要介護（ ）		
障害手帳番号		第 号		
障害等級・障害名	身体障害者手帳	下肢・体幹・移動	1 ・ 2 ・ 3 級	
		視覚	1 ・ 2 級	
		内部	1 級	
	療育手帳	A 1 ・ A 2 ・ B 1 ・ B 2		
	精神障害者保健福祉手帳	1 級 ・ 2 級		

※町記入欄

課税状況	課税・非課税		
交付年月日	年 月 日	交付取扱者	
交付番号		交付枚数	

様式第 2 号(第 3 条関係)

度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業交付決定（却下） 通知書

年 月 日

様

度会町長

年 月 日付けで申請のありました度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業交付について度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱第 3 条の規定により下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定

交 付 番 号	第 号	
利 用 者	住所	
	氏名	
	生年月日	
交 付 枚 数	枚	
有 効 期 限	年 月 日	
備 考		

2 却 下 （理 由）

様式第3号（第3条関係）

年度 _____ 交付番号 _____

度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成券

助成額 2, 0 0 0 円 [円]

垂	車	年	日	月	年	日	月	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---

通 院 時 の み 利 用 可

有効期間 年 月 日～ 年 月 日まで 度会町長 印

※ 2, 000 円未満の金額に使用する場合は、[円]にその金額を記入し、乗務員へ渡してください。

乗務員の方へ

この助成券の提出があったときは、助成額を差し引いた乗車料金を利用者に請求してください。

2, 000 円未満の金額に使用する場合は、[円]にその乗車料金が記入してあることを確認し、
つり銭は支払わないでください。

乗車料金	円（うち助成券利用枚数 枚）
利用区間	～

度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業請求書

年 月 日

(宛先) 度会町長

協力機関

所在地
名称
代表者

度会町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

乗車月 _____ 年 _____ 月分

交付番号	助成券 利用枚数	助成券利用金額

※助成券添付